

監事監査報告書

令和 7年 5月 29日

学校法人 山 野 学 苑
理 事 会 御 中

学校法人 山 野 学 苑

監 事 黒石 匡昭



監 事 村山 利栄



私たち監事は、私立学校法第37 条第3 項及び学校法人山野学苑寄付行為第17 条の規定に基づき、学校法人山野学苑（以下、「当学苑」という。）の令和 6年度（令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで）の業務及び財産の状況に関し監査を行いましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査方法

理事会、評議員会に出席し、理事等からの業務報告を受けるとともに必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人から計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）に関する会計監査の状況に関する説明を受け、当学苑の業務及び財産の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施しました。

2. 監査結果

(1) 学校法人山野学苑の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行の状況は、次の事案を除き、特に指摘すべき事項は認められません。

記

- ・従前から行われてきた特定の関連法人（株式会社山野流着装教室等）との利益相反取引につき、決議に足る十分な情報提供がなく不適切取引である可能性が拭えないとして令和 6 年度理事会で否決されました。令和 6 年度より前の当学苑のガバナンス、内部統制、コンプライアンス意識に問題があったと言わざるを得ません。今後に向けて、根本的な原因分析及びそれにもとづく強い再発防止対応を現理事会に要請しています。
- ・従前から行われてきた山野ホール等施設の外部貸出が違法行為であったことが令和 6 年 11 月に判明しました。直ちに貸出停止等適切な処置がなされたものの、令和 6 年度より前の当学苑のガバナンス、内部統制、コンプライアンス意識に問題があったと言わざるを得ません。今後に向けて、根本的な原因分析及び強い再発防止対応を現理事会に要請しています。

(2) 計算書類等は、当学苑の収支の状況及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

3. 監事所見

(1) 当学苑は、令和5 年1 月に不適切支出問題に関し、更なる調査のサポート、損害の回復、原因の究明、責任の所在と処分及び再発防止策策定を行うために再生委員会を設置し、「再発防止策としての当学苑の改革」を実行してきております。主な内容は、①理事及び監事の選任 ②評議員の選任 ③主要組織の刷新 ④監査体制の見直し ⑤コンプライアンス・マニュアルの策定 ⑥諸規程の刷新及び新設 ⑦理事会及び評議員会の議事録作成 ⑧法人名義のクレジットカードの解約 ⑨役員用住宅その他資産の売却 ⑩内部通報制度の拡充です。当該施策は概ね令和 4年度、5年度、6年度と順次実行されてきておりますが、令和 7年度以降も引き続き適切な内部

統制、コンプライアンス体制整備に取り組み、その運用状況に関しても特段の配慮をもって管理されるべきと考えます。

(2)創業者である初代山野愛子の理念と建学の精神に立ち戻り、「髪、顔、装い、精神美、健康美」の美道5大原則の教育理念を基礎とした教育の拡充及び人材の育成を持続可能とするため、「再発防止策としての当学苑の改革」を确实早急に実行し、学校教育機関として期待される社会的責任を确实に全うできる体制整備が必要と考えます。

(3) 収入面における入学定員確保、支出面における経費管理を強化し、収支バランスの改善及び財務体質の強化が必須と考えます。

以 上__